

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 5 月 13 日 (金) 第3211号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3 件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2 件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 4

公 告

- 一般競争入札公告 (情報政策課取扱い) 4
- 葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画の公表 (漁港漁場課取扱い) 7

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 7

正 誤

- 鹿児島県公報第3200号 (平成28年 4 月 1 日付け) の一部訂正 (※) (県立病院課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第518号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第 8 条第 2 項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成28年 5 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8550	平成28年 4 月 28 日	映 画	やりまん妻 セックスに夢中	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8551			尼寺の恥部 見られた御不浄	新日本映像		
8552			どM卒業 さよならご主人様	オービー映画		
8553			夜の手ほどき 未亡人は一九才	新東宝映画		
8554			ザ完熟マダム乱立 義母・未亡人・不倫妻	新日本映像		
8555			熟女ヨガ教室 今夜はギンギン	オービー映画		
8556			ホストの極太 中がとろける	新東宝映画		
8557			色情新妻いじめ	新東宝映画		
8558			未亡人女将 じゅっぱり啜えて	オービー映画		

8559		LOVE	コムストック ・グループ	
------	--	------	-----------------	--

鹿児島県告示第519号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成28年5月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25132	平成28年 4月28日	雑 誌	COMIC ペンギンクラブ 5月号 07913-5	富士美出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25133			漫画ローレンス 5月号 18387-5	綜合図書		
25134			コミック シグマ 5月号 03947-5	茜新社		
25135			COMIC 快樂天ビースト 5月号 13835-4	ワニマガジン社		
25136			リンクス 5月号 09369-05	幻冬舎コミックス		
25137			恋愛チェリーピンク 5月号 12080-5	秋田書店		
25138			恋愛天国パラダイス 5月号 09675-5	竹書房		

鹿児島県告示第520号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年5月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081番地1	平成28年 4月15日	精神通院医療
メンタルクリニック南郡元	鹿児島市南郡元町6番16号2 F	平成28年 4月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年5月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
県立北薩病院	伊佐市大口宮人502番地4	平成28年 5月1日	更生医療

鹿児島県告示第522号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年5月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
スリジェこころのクリニック	鹿児島市南郡元町6-16-2 F	平成28年 5月1日	精神通院医療
青雲会病院	始良市西餅田3011番地	平成28年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第523号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年5月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
真砂薬局	鹿児島市真砂町76番9号	平成28年 5月1日	精神通院医療
キリマンジャロ薬局	鹿児島市武岡一丁目116番1号	平成28年 5月1日	精神通院医療
一番街薬局	鹿児島市中央町23番地21ア ールタワー203-2	平成28年 5月1日	精神通院医療
とまと薬局国分店	霧島市国分中央3-19-15	平成28年 5月1日	精神通院医療
きぼう薬局	霧島市国分湊393番地1	平成28年 5月1日	精神通院医療
与論調剤薬局	大島郡与論町那間2747-1	平成28年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第524号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年5月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
せいざん病院	西之表市住吉3363番地2	平成28年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第525号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年5月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
盛和薬局	薩摩川内市勝目町5860番地3	平成28年 5月1日	精神通院医療
有明薬局	志布志市有明町野井倉8035-1	平成28年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成28年 5 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
スマイル薬局宇宿店 鹿児島市宇宿九丁目 6 番 5 号	名称	スマイル薬局高麗店	スマイル薬局宇宿店	精神通院医療
	所在地	鹿児島市高麗町30番4号1A号室	鹿児島市宇宿九丁目6番5号	

鹿児島県告示第527号

肝属郡南大隅町佐多伊座敷159番地 西方義信及び肝属郡南大隅町佐多伊座敷3875番地11宮田歳己からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年 5 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 南大隅町佐多区域（肝属郡南大隅町佐多伊座敷及び佐多馬籠のうち片之坂の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年 5 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
県内ネットワーク等通信機器の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年10月31日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格

を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成28年 6 月 8 日午後 5 時までに 4 の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年 5 月 13 日から同月 23 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報化推進係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年 6 月 21 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年 6 月 22 日午後 2 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）会議室 8-出-1

(6) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- （ア） 交付場所 (2)に同じ。
- （イ） 交付期限 平成28年6月6日午後5時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県企画部情報政策課情報化推進係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2388
ファックス番号 099-286-5527
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
A complete set of Kagoshima Area Network communication equipment
- (2) DELIVERY PERIOD:
31 October 2016
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 21 June 2016
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Information Policy Division
Planning Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2388
FAX 099-286-5527

.....

葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画を別冊のとおり定めた。

平成28年 5 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会公告

警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年 5 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務 1 級
- (2) 施設警備業務 2 級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 施設警備業務 1 級

平成28年 8 月 19 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 施設警備業務 2 級

平成28年 8 月 18 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地 1）

(3) 受検定員

いずれの検定も 30 人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、検定申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

- (1) 施設警備業務 1 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
- イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 施設警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成28年7月4日（月）から同月15日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 施設警備業務1級

(ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）
1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1通

(オ) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。）
1通

(カ) 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。）
1通

イ 施設警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル，横の長さ 2.4 センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請，郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

施設警備業務 1 級及び同 2 級ともに，16,000 円（16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお，検定申請書を受け付けた後は，検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は，実技試験の前に行い，学科試験に合格しなかった者に対しては，実技試験は行わない。

なお，実技試験においても，合格点に達しないことが明らかになった場合は，その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し，以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては，筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は，検定当日，検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日，合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）

正 誤

平成 28 年 4 月 1 日付け鹿児島県公報第 3200 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
30	下から 17 行目	別表第 6 を次のように改める。	別表第 6 を次のように改める。 別表第 6（第 6 条関係）